

～ 制度調査部情報 ～

2005 年 8 月 19 日 全 8 頁

改訂版 資本が変わる！ R O E が変わる！

制度調査部
吉井 一洋

株主資本は、純資産の一部として定義

【要約】

- ASBJ(企業会計基準委員会)は、2005 年 8 月 10 日に「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(案)」及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針(案)」を公表した。
- 現行の財務諸表では、「資本の部」=「純資産」=「株主資本」である。これに対して改正案による新しい表示方法では、「資本の部」という表示は無くなり、さらに「純資産」と「株主資本」とは異なる項目として定義される。この結果、(株主)資本の範囲や、R O E の計算方法などが大きく変更されることになる。金融機関のヘッジ行動にも影響を与える可能性がある。
- 改正後の表示方法は、2006 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用される予定である(ただし、新会社法の施行時期を考慮)。

1.新基準(案)・適用指針(案)のポイント

ASBJ(企業会計基準委員会)は、2005 年 8 月 10 日に「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(案)」及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針(案)」(以下「改正案」という)を公表した。

改正案の概要は、次のとおりである。

資産・負債の差額を「純資産」とする。「資本の部」としての表示は廃止する。
以下の項目を「純資産」の一部として表示する。

- 新株予約権、● 少数株主持分、● 繰延ヘッジ損益

「純資産」を以下に区分することとしている。

- ・ 「株主資本」…資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式(控除項目)
- ・ 「評価・換算差額等」…「其他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」、「土地再評価差額金」、「為替換算調整勘定」
- ・ 「新株予約権」
- ・ 「少数株主持分」(連結財務諸表のみ)

従来は「株主資本」=「純資産」であったが、改正案では「株主資本」を「払込資本」と「剰余金」に限定している。

参考までに改正案による財務諸表と現行の財務諸表と比較すると個別財務諸表は 2 ページ、連結財務諸表は 3 ページのとおりになる。

現行の財務諸表では、繰延ヘッジ損益には税効果会計は適用されておらず、そのままの金額を資産・負債に計上しているが、改正案では、「其他有価証券評価差額金」などと同様に、税効果相当額を除いた金額を「評価・換算差額等」に計上することになる。

貸借対照表新旧比較表

個別財務諸表（概略）

（単位：億円）

改正案		現行の個別財務諸表	
負債の部		負債の部	
・		繰延ヘッジ利益 ⁵	30
・		新株予約権	15
繰延税金負債（増加分）	12 ¹		
負債の部の合計	567²	負債の部の合計	600
純資産の部		資本の部	
・株主資本		・資本金	140
1. 資本金	140	・資本剰余金 ³	110
2. 資本剰余金 ³	110	・利益剰余金 ³	180
3. 利益剰余金 ³	180	・その他有価証券評価差額金	30
4. 自己株式	▲30	・土地再評価差額金	15
株主資本合計	400	・自己株式	▲30
・評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金	30		
2. 繰延ヘッジ損益 ⁴	18		
3. 土地再評価差額金	15		
評価・換算差額等合計	63		
・新株予約権	15		
純資産合計	478	資本合計	445
負債・純資産合計	1,045	負債・資本合計	1,045

1 繰延ヘッジ利益の税効果相当額

2 567 = 負債 600 - 繰延ヘッジ利益 30 - 新株予約権 15 + 繰延税金負債(増加額)12

3 内訳は省略している。

4 税効果相当額 12 を控除後の金額

5 税効果会計不適用

(出所)新基準・適用指針案に基づいて、大和総研制度調査部が作成

連結財務諸表（概略）

（単位：億円）

改正案	現行の連結財務諸表
負債の部	負債の部
・	繰延ヘッジ利益 ⁴ 30
・	新株予約権 15
繰延税金負債（増加分） 12 ¹	
負債の部の合計 567 ²	負債の部の合計 600
純資産の部	少数株主持分 60
・株主資本	資本の部
1. 資本金 140	・資本金 140
2. 資本剰余金 110	・資本剰余金 110
3. 利益剰余金 180	・利益剰余金 180
4. 自己株式 ▲30	・その他有価証券 評価差額金 30
株主資本合計 400	・土地再評価差額金 15
・評価・換算差額	・為替換算調整勘定 15
1. その他有価証券 評価差額金 30	・自己株式 ▲30
2. 繰延ヘッジ損益 ³ 18	
3. 土地再評価差額金 15	
4. 為替換算調整勘定 15	
評価・換算差額等合計 78	
・新株予約権 15	
・少数株主持分 60	
純資産合計 553	資本合計 460
負債・純資産合計 1,120	負債、少数株主持分 及び資本合計 1,120

1 繰延ヘッジ利益の税効果相当額

2 567 = 負債 600 - 繰延ヘッジ利益 30 - 新株予約権 15 + 繰延税金負債(増加額)12

3 税効果相当額 12 を控除後の金額

5 税効果会計不適用

(出所)新基準・適用指針案に基づいて、大和総研制度調査部が作成

2. 検討の経緯と討議資料

(1) 専門委員会の設置

今回の改正案のきっかけになったのは、ASBJ が 2004 年 12 月 28 日に公表したストック・オプションの会計基準案である。この会計基準案では借方に人件費（給与手当等）を費用計上すると共に、貸方ではストック・オプションを資本でも負債でもない中間区分として計上することとしていた。ストック・オプションは、返済義務がある「負債」ではなく、権利行使前の段階では「資本」でもないというのがその理由である。しかし、このような「中間区分」を設けることには異論が多かった。

そこで「別途早急に貸借対照表における貸方項目の区分表示のあり方全般について検討を行うこととし、その検討の中でストック・オプションに対応する金額の表示区分について引き続き議論する」ために、貸借対照表表示検討専門委員会が設けられ、2005 年 2 月から検討が開始された。

(2) 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」の内容を反映

貸借対照表表示検討専門委員会では、2004 年 7 月に公表（9 月に一部修正）された討議資料「財務

会計の概念フレームワーク」(以下「概念フレームワーク」という)の内容を積極的に取り入れる方向で議論が行われてきた。

「概念フレームワーク」は、わが国の現行の会計基準及び将来の会計基準設定の拠りどころとなる基本概念を整理したものである。ASBJ が正式に承認したものではないため、基準書ではなく討議資料として位置づけられている。しかし、検討に当たっては ASBJ が主導的な役割を果たした。

「概念フレームワーク」では「資産」、「負債」を次のように定義している。

「資産」：過去の取引又は事象の結果として、報告主体（企業）が支配している経済的資源又はその同等物

「負債」：過去の取引又は事象の結果として、報告主体（企業）が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、又はその同等物

その上で、その差額を「純資産」と定義している。「純資産」は次のように区分されている。

資本：株主(連結財務諸表の場合は親会社株主)に帰属

その他の要素

ア．株主以外に帰属するもの（少数株主持分、新株予約権）

イ．いずれにも帰属しないもの(その他有価証券評価差額、為替換算調整勘定等の「リスクから解放」されていない投資の成果など。繰延ヘッジ損益も含まれる)

「概念フレームワーク」では、さらに「包括利益」という概念を導入している。「包括利益」とは、ある事業年度内の純資産の変動額のうち、報告企業の株主、子会社の少数株主、及び将来それらになりうるオプション所有者との直接の取引に起因しない部分をいう。「包括利益」は「当期純利益」と「その他の包括利益」とに区分される。「その他の包括利益」には、その他有価証券評価差額や為替換算調整勘定などが含まれる。

「概念フレームワーク」では、「包括利益」を「当期純利益」に代替しうるものとは考えていない。当期の成果を表す指標としては、依然、「当期純利益」を重視している。その上で、上記「資本」を「当期純利益」を生み出す投資の正味ストックとして、純資産から分けて定義している。

(3)専門委員会での検討項目

貸借対照表表示検討専門委員会の議論の過程で、(2)の「概念フレームワーク」の考え方も反映して、ストック・オプションを含めた「新株予約権」の他に、「少数株主持分」や「繰延ヘッジ損益」も検討対象に加えられた。

連結財務諸表の作成の基本となる考え方には、次の親会社説と経済的単一体説がある。（「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」）

親会社説：「連結財務諸表を親会社の財務諸表の延長線上に位置づけて、親会社の株主持分のみを反映させる」考え方

経済的単一体説は：「連結財務諸表を親会社とは区別される企業集団全体の財務諸表と位置づけて、企業集団を構成する全ての会社の株主持分を反映させる」考え方

わが国では「親会社説」が採用されており、したがって、「少数株主持分」は、連結財務諸表上は「資本の部」には含めていない。返済義務のある「負債」にも該当しないことから、「資本」でも「負債」でもない「中間区分」として表示されている。「新株予約権」を「中間区分」として表示することに反対意見が多かったこととの整合性や国際的にも「中間区分」を廃止する流れにあることを受け、「少数株主持分」も検討対象に加えられた。

「繰延ヘッジ損益」は、現行の財務諸表では、「繰延ヘッジ損失」が「資産」、「繰延ヘッジ利益」が「負債」に計上されている。しかし、これらは上記「概念フレームワーク」の定義によれ

ば、「資産」、「負債」には含まれない。元々はデリバティブの評価損益の損益としての計上をヘッジ会計の適用により繰り延べているものであり、未実現の評価損益という点で、「その他有価証券評価差額」と性格が類似している。そこで、「繰延ヘッジ損益」についても、検討対象に加えられた。

(2)で述べた「概念フレームワーク」では、「新株予約権」、「少数株主持分」、「繰延ヘッジ損益」は「資本」以外の「純資産」として取り扱われる。改正案では下図で示すように、このフレームワークの考え方を反映している。ただし、「概念フレームワーク」で示された「包括利益」の概念までは導入していない。

改正案の新しい「純資産」の内訳		現行の貸借対照表	概念フレームワーク
「株主資本」：資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式(控除項目)		資本の部(＝株主資本) ・自己株式は「資本の部」 全体の控除項目	「資本」(上記)
評価・換算差額等	その他有価証券評価差額金、土地再評価差額金(以上は個別・連結)、為替換算調整勘定(連結のみ)が含まれる 繰延ヘッジ損益(個別・連結)		「その他の要素」の 「いずれにも帰属しないもの」 (上記 のイ)
新株予約権(個別・連結)		負債	「その他の要素」の 「株主以外に帰属するもの」 (上記 のア)
少数株主持分(連結のみ)		資本と負債の中間区分	

3. 変更による影響

(1) 株主資本の定義の変更

現行の財務諸表では、「資本の部」全体を「株主資本」として捉えている。「資本の部」には「その他有価証券評価差額金」、「土地再評価差額金」、「為替換算調整勘定」などが含まれている。一方、改正案の表示方法による「株主資本」には、これらの項目は含まれない。

この「株主資本」の定義は、「純利益」を生み出す「資本」を「純資産」の中で区分して表示するという討議資料の考え方を反映したものであり、単なる表示科目名の変更ではない。

IASB や米国の概念基準書では、資産から負債を控除した差額を「持分(equity)」(米国では営利企業の場合は「equity」、非営利組織体の場合は「net assets」と呼んでいる)としている。「持分(equity)」のうち「純利益」を生み出す基となった部分のみを「株主資本」とする考え方は示されていない。

したがって、改正案が実現した場合は、「株主資本」は、わが国の現行基準とも海外の基準とも異なる内容のものを示すことになる。

少数株主持分については、改正案では「株主資本」以外の純資産に含めている。これに対し IASB の概念基準書では「持分(equity)」に含めている。負債や中間区分に表示しない点では共通している。一方、米国の場合、現行の実務上は少数株主持分をどこに表示するかは定まっていない。

(2) ROE・自己資本比率への影響

ROEへの影響

ROEは自己資本利益率とも株主資本利益率とも呼ばれる。最近では後者の名称で呼ばれることが多い。現行の財務諸表では、自己資本も株主資本も純資産も同じものを示しているため、問題は生じない。しかし、改正案では、純資産と株主資本は異なるものを示すことになる。その結果、ROEの計算方法が変更されることになる。

3 ページの企業の連結ベースの当期純利益が 50 億円（子会社の少数株主利益控除前の当期純利益は 60 億円）であったとする。この場合、連結 R O E は現行の財務諸表に従えば、10.9%となる。

$$R O E = 50 \text{ 億円} \div 460 \text{ 億円(資本の部)} = 10.9\%$$

一方、改正案による純資産を分母とした場合(さらに、少数株主持分を含む場合と含まない場合とに分ける)、株主資本を分母とした場合の R O E はそれぞれ次のようになる。

純資産（少数株主持分を含む）を分母とした場合

$$R O E = 60 \text{ 億円(少数株主利益控除前の当期純利益^{注1})} \div 553 \text{ 億円} = 10.8\%$$

注1 分母に少数株主持分を含める場合は、分子においても少数株主利益を控除せず含めるものと思われる。

純資産（少数株主持分を除く）を分母とした場合

$$R O E = 50 \text{ 億円} \div (553 \text{ 億円} - 60 \text{ 億円}) = 10.1\%$$

株主資本を分母とした場合

$$R O E = 50 \text{ 億円} \div 400 \text{ 億円(株主資本)} = 12.5\% \quad \text{注2}$$

注2 株主資本に将来の株主候補の持分として新株予約権を加えた額を分母とすることや、さらに少数株主持分を加えた額を分母とすることも考えられる。これらの場合の R O E は次のとおりである。

- ・分母を株主資本 + 新株予約権とした場合の R O E = $50 \text{ 億円} \div (400 \text{ 億円} + 15 \text{ 億円}) = 12.0\%$
- ・分母を株主資本 + 新株予約権 + 少数株主持分とした場合の R O E
 $= 60 \text{ 億円(子会社の少数株主利益控除前の当期純利益, の注1 参照)}$
 $\div (400 \text{ 億円} + 15 \text{ 億円} + 60 \text{ 億円})$
 $= 12.6\%$

米国基準や IASB の場合は、R O E は かの方法によると思われる。

の新しい「株主資本」を分母として R O E を算出する場合は、現行基準とも海外基準とも異なる R O E が算出される。分母からその他有価証券評価差額金などが除外される。有価証券に未実現の評価益がある場合は、現行基準や海外基準よりも高めの R O E が算出されることになり、国内外の投資家（特に海外の投資家）をミスリードする可能性がある。そもそも、未実現の評価益が出ている有価証券を売却せずそのまま抱え込むことは経営効率の点から望ましくない。 、 では、未実現の評価益が出ている有価証券を抱え込めば分母が膨らんで R O E は低下し、経営の非効率さが明らかにされる。しかし、 では経営の非効率さが R O E に反映されず、従来の含み経営や株式の持ち合いなど、望ましくない慣行が復活しやすくなる。^{注3}

注3 逆に有価証券が含み損を抱え込んでいる場合、 の方法では、分母が減少して R O E が上昇し、投資効率が上がったかのように見えるという問題はある。ただし、含み損を抱え込めば、株主は配当可能利益の減少という形で影響を受けるので、経営者は損失が膨らむ前に処分を図るものと思われる。

、の方法で R O E を計算した場合、新株予約権や繰延ヘッジ損益、 の場合はさらに少数株主持分が分母に含まれるため、わが国の現行の財務諸表による R O E とは異なる数値が算出される。ただし、これら 、の方法によれば、海外基準と類似の方法で R O E が算定されることになるものと思われる。したがって、こちらの方法の方が海外投資家をミスリードすることは少ないと思われる。もっとも、従来は株主資本利益率と呼ばれていたものが、わが国では純資産利益率と呼ばれることになるかもしれない。

自己資本比率への影響

3 ページの例によると自己資本比率は次のとおりになる。

$$\begin{aligned}\text{現行の自己資本比率} &= \text{資本の部 460 億円} \div \text{負債、少数株主持分及び資本合計 1,120 億円} \\ &= 41.1\%\end{aligned}$$

改正案によれば、純資産を分子とした場合（少数株主持分を含む場合と含まない場合）、株主資本のみを分子とした場合の自己資本比率は次のようになる。

$$\begin{aligned}\text{純資産(少数株主持分を含む)を分子とした場合の自己資本比率} \\ &= 553 \text{ 億円} \div \text{負債及び純資産合計 1,120 億円} \\ &= 49.4\%\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{純資産(少数株主持分を除く)を分子とした場合の自己資本比率} \\ &= (553 \text{ 億円} - 60 \text{ 億円}) \div 1,120 \text{ 億円} \\ &= 44.0\%\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{株主資本を分子とした場合の自己資本比率} \\ \text{分母の資産・負債の合計額は改正前後でも変わらないので 1,120 億円} \\ \text{自己資本比率} &= \text{株主資本 400 億円} \div 1,120 \text{ 億円} \\ &= 35.7\%\end{aligned}$$

注 4 株主資本に将来の株主資本候補として新株予約権を加えた額を分子とすることや、さらに少数株主持分を加えた額を分子とすることも考えられる。これらの場合の自己資本比率は次のとおりである。

$$\begin{aligned}\bullet \text{ 分子を株主資本 + 新株予約権とした場合の自己資本比率} \\ &= (400 \text{ 億円} + 15 \text{ 億円}) \div 1,120 \text{ 億円} \\ &= 37.1\% \\ \bullet \text{ 分子を株主資本 + 新株予約権 + 少数株主持分とした場合の自己資本比率} \\ &= (400 \text{ 億円} + 15 \text{ 億円} + 60 \text{ 億円}) \div 1,120 \text{ 億円} \\ &= 42.4\%\end{aligned}$$

の株主資本を分子とする方法で自己資本比率を計算する場合、現行基準とも海外基準とも異なる自己資本比率が算出される。分子が小さくなるため、現行基準や海外基準よりも低めの自己資本比率が算出される。

、 の純資産を分子とする方法で自己資本比率を計算した場合、新株予約権や繰延ヘッジ損益、 の場合はさらに少数株主持分が分子に含まれるため、わが国の現行基準とは異なる自己資本比率が算出される。ただし、これら 、 の方法によれば、海外基準と類似の方法で自己資本比率が算定されることになるものと思われる。

(3) 会計処理への影響**新株予約権関連**

改正案では、貸借対照表の表示方法は変更するが、会計処理方法については変更しないことを基本としている。例えば、ストック・オプションが権利消滅した場合は、ASBJ が 2004 年 12 月 28 日に公表したストック・オプションの会計基準の公開草案では、戻入益が発生することとされているが、この点の変更は無い。ストック・オプション以外の新株予約権が権利消滅した場合も同様である。

新株予約権については、会計上のみならず、税務上も負債には該当しないと思われるため、税効果会計で調整する必要はない。

子会社の個別財務諸表上の「評価・換算差額等」の処理

子会社の個別財務諸表上の「評価・換算差額等」については、報告会社である親会社の連結財務諸表では、次のように処理される。

親会社による支配獲得時までに生じていた「評価・換算差額等」は、支配獲得日の持分比率に応じて、親会社持分と少数株主の持分に按分される。親会社持分は子会社に対する投資と相殺消去され、少数株主の持分は「少数株主持分」に振り替えて消去される。

支配獲得後に生じた子会社の「評価・換算差額等」については、持分比率に応じて親会社の持分は「評価・換算差額等」に計上され、少数株主の持分は「少数株主持分」に計上される。

繰延ヘッジ損益

繰延ヘッジ損益については、会計上は資産・負債から資本の部に繰り入れるのに対し、税務上は資産・負債となるため、新たに税効果会計を適用することになる。

貸付金・借入金等を金利スワップでヘッジし、繰延ヘッジ会計を適用した場合、現行制度では繰延ヘッジ損益は資本ではなく資産・負債に計上されるため、資本の部は影響を受けない。しかし、改正案では、金利スワップの繰延ヘッジ損益が「純資産」の部に計上されるため、金利スワップの時価の変動に伴い、「純資産」の部が変動することになる。

一方、貸付金・借入金と金利スワップが一体であると認められる方法でヘッジした場合は、金利スワップを時価評価しない特例処理が認められている。この特例を適用する場合は、新しい表示方法案の下でも、「純資産」の部は変動しない。

一般的に、事業会社の場合は特例処理によっており、あまり影響は受けないと思われる。しかし、金融機関の場合は、取引が多いことから、貸付金・借入金と金利スワップが一体であると認められる方法でヘッジすることは困難である。貸付・借入（預金）等のポジションに対して金利スワップなどで包括的にヘッジし、繰延ヘッジ会計を適用している例が多いものと思われる。このようなヘッジにより、金融機関の場合は、「純資産」が変動することになる。改正案の内容は、金融機関のヘッジ行動に何らかの影響を及ぼす可能性がある。

在外子会社の純資産の換算

改正案では、在外子会社の純資産項目の換算を、次の方法によることとしている。

親会社による株式取得時の株主資本、評価・換算差額等、子会社の資産・負債の評価差額は株式取得時の為替相場による円換算額を付す。

親会社による株式取得後に生じた株主資本項目は発生時の為替相場による円換算額、評価・換算差額等は決算時の為替相場による円換算額を付す。

新株予約権は、発生時の為替相場による円換算額を付す。ただし、新株予約権に係る為替換算調整勘定は、新株予約権に含めて表示する。

少数株主持分は、決算時の為替相場による円換算額を付す。

4. 適用時期

改正案については、2005 年 10 月 11 日まで意見を募集し、その後、正式な基準・適用指針を確定する予定である。2006 年 4 月 1 日以後開始事業年度からの適用を予定している。

ただし、新会社法の施行日が 2006 年 4 月 1 日と異なる場合は、新会社法の施行時期(2006 年 5 月頃か?)を考慮することとしている。

適用初年度においては、時系列比較を容易とするように、改正前の「資本の部」の合計に相当する金額を注記することが適当としている。